

防災情報の配信など、生活に役立つ「ふっさ情報メール」をご利用ください(登録方法はふっさわたしの便利帳、市ホームページ等をご覧ください)

市民税係からのお知らせ

【問合せ】課税課市民税係 ☎ 551・1610

①平成 26 年度の地方税法の一部改正に伴う変更について

平成 27 年度から次のとおりとなります。

I : 【軽自動車税の税率改正】

▼原動機付自転車や 125 cc 超の二輪車などの車両

区分		現行税率	新税率
		～平成 26 年度	平成 27 年度～
原付	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽二輪 (125cc 超 250cc 以下)		2,400 円	3,600 円
専ら雪上を走行するもの		2,400 円	3,600 円
小型二輪 (250cc 超)		4,000 円	6,000 円
小型	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
特殊	その他	4,700 円	5,900 円

※重課税率の適用なし

II : 【法人市民税法人税割の税率改正】

地方交付税の原資とするための地方法人税 (国税) が創設されたことに伴い、法人市民税法人税割の税率が引き下げられました。

【適用開始時期】平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から

【税率】下表のとおり

法人の区分	平成 26 年 9 月 30 日以前に開始する事業年度の税率		平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の税率	
	資本金の額または出資金の額が 1 億円以下で法人税割の課税標準となる法人税額が年 1,000 万円未満の法人	12.3%	9.7%	
資本金の額または出資金の額が 1 億円を超える法人及び法人税割の課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以上の法人	14.7%	12.1%		

【予定申告における経過措置】

今回の税率改正に伴い、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人税割額は「前事業年度の法人税割額 × 4.7 ÷ 前事業年度の月数」(通常は 6 ÷ 前事業年度の月数)とする経過措置が講じられます。

②給与支払報告書の提出と特別徴収の推進について

法令により、1 月 1 日現在、給与の支払をする者で、所得税を徴収する義務がある給与支払者は、2 月 2 日までに給与受給者の前年中の給与所得の金額その他必要な事項を記載した給与支払報告書を 1 月 1 日現在の住所地の市町村に提出しなければなりません。

提出がされない場合には、給与受給者が未申告となり、課税等の証明

発行や適正な課税がされないこととなります。

また、市町村は、年度の初日に給与の支払をする者で所得税を源泉徴収する義務がある給与支払者を特別徴収義務者として指定し、住民税を給与天引き (※特別徴収) する義務があります。納税の公平性と納税者の利便性を図るため、ご理解をお願いします。

なお、東京都 62 区市町村でも特別徴収の推進を行っています。



〈1〉軽四輪車等 (三輪及び四輪以上の軽自動車) の新税率は、平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受ける車両から適用となります。平成 27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両は、現行税率のままです。

〈2〉平成 28 年度分から、最初の新規検査から 13 年経過した軽四輪車等に重課税率が適用されます。

▼軽四輪などの車両 (「最初の新規検査年月」によって税率が異なります。)

最初の新規検査年月		現行税率	新税率	重課税率
平成 27 年 4 月以降の車両		-	最初の新規検査年月から 13 年目まで	最初の新規検査年月から 14 年目以降
平成 15 年～27 年 3 月の車両		最初の新規検査年月から 13 年目まで	-	最初の新規検査年月から 14 年目以降
平成 14 年以前の車両		平成 27 年度	-	平成 28 年度から
三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円
		営業用	5,500 円	6,900 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円

※電気軽自動車・天然ガス軽自動車・メタノール軽自動車・混合メタノール軽自動車・ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車及び被けん引自動車を除く。
最初の新規検査年月とは、自動車検査証に記載されている初度検査年月のことです。

▼軽四輪 (乗用・自家用) の例 ※軽自動車税は毎年 4 月 1 日現在所有している方に課税されます。

最初の新規検査年月	課税年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度～		
平成 14 年以前		7,200 円→	28 年度から 12,900 円					
15 年～16 年 3 月		7,200 円→	29 年度から 12,900 円					
16 年度		7,200 円→	30 年度から 12,900 円					
17 年度		7,200 円→	31 年度から 12,900 円					
18 年度		7,200 円→	32 年度から 12,900 円					
19 年度		7,200 円→	33 年度から 12,900 円					
20 年度		7,200 円→	34 年度から 12,900 円					
21 年度		7,200 円→	35 年度から 12,900 円					
22 年度		7,200 円→	36 年度から 12,900 円					
23 年度		7,200 円→	37 年度から 12,900 円					
24 年度		7,200 円→	38 年度から 12,900 円					
25 年度		7,200 円→	39 年度から 12,900 円					
26 年度	4/1	7,200 円→	40 年度から 12,900 円					
	4/2～3/31	-	7,200 円→	40 年度から 12,900 円				
27 年度	4/1	-	10,800 円→	41 年度から 12,900 円				
	4/2～3/31	-	-	10,800 円→	41 年度から 12,900 円			
28 年度	4/1	-	-	10,800 円→	42 年度から 12,900 円			
	4/2～3/31	-	-	-	10,800 円→	42 年度から 12,900 円		

1 月の無料相談

【問合せ】秘書広報課広報聴係 ☎ 551・1529 ※土・日・祝日を除く

相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権の上相談・行政相談	7 日(木)	午後 1 時 30 分～4 時 30 分	市役所 1 階 第一相談室	予約制、先着 6 人 (1 人 30 分) ※相談日 1 か月前から電話で秘書広報課広報聴係へ。
登記相談	8 日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	13 日(火)			
税務相談	22 日(木)	午後 1 時 30 分～4 時	市役所 1 階 第一相談室	予約制、先着 6 人 (1 人 30 分) ※相談日 6 日前から電話で秘書広報課広報聴係へ。
法律相談	9 日(金)・14 日(水)・21 日(水)・28 日(水)			
交通事故相談	15 日(木)	午後 1 時 30 分～4 時	市役所 1 階 第一相談室	予約制、先着 3 人 (1 人 45 分) ※相談日 1 か月前から電話で秘書広報課広報聴係へ。相談日以外は東京都民の声課 ☎ 03・5320・7733 へ。
少年相談	16 日(金)	午前 9 時～午後 4 時 30 分		予約制、警視庁八王子少年センター ☎ 042・679・1082 へ。相談日当日は秘書広報課広報聴係へ。
介護保険相談	毎週月・火・木・金曜日	午前 9 時～午後 4 時	市役所 1 階 介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	子ども家庭支援センター (子ども応援館 1 階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。 ☎ 539・2555
消費者相談	毎週月・木曜日	午前 10 時～正午、午後 1 時～4 時	市役所第二棟 2 階第 2 相談室	シティセールス推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699
心配ごと相談	毎月第二水曜日	午後 1 時～3 時	福祉センター	社会福祉協議会・成年後見センター 福生 ☎ 552・5027
事業資金相談	22 日(木)	午後 1 時 30 分～3 時 30 分	商工会館 1 階相談室	商工会 ☎ 551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

【そのほかの相談】市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談 (☎ 551・1511 市役所代表)、心の相談、成年後見制度相談、苦情相談、権利擁護相談 (☎ 552・5027 福祉センター)、教育相談 (直通 ☎ 551・7700)

※予約開始日が土・日・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) コールセンターの開設について

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤です。平成 27 年 10 月から、市民一人一人に 12 桁のマイナンバー (個人番号) が通知されます。

内閣府ではコールセンターを開設しています。

【問合せ】内閣府社会保障・税番号制度コールセンター

日本語 ☎ 0570・200・178

英語 ☎ 0570・200・291

【時間】午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分 (土・日・祝日、年末年始を除く)